

第1回 東日本大震災を踏まえた危険物施設等の 地震・津波対策のあり方に係る検討会（議事録）

- 1 日時 平成23年5月17日（火） 10時00分～12時00分
- 2 場所 中央合同庁舎第7号館（金融庁）9階 903共用会議室
東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
- 3 検討会委員（五十音順、敬称略）
亀井浅道（座長）、松本洋一郎（座長代理）、安藤研司、石井俊昭、伊藤英男、今村文彦、上野康弘、海老塚真、大竹晃行、大谷英雄、木村真、功刀博文、越谷成一、平久大、田口欣宏、中井浩之、西晴樹、畑山健、林康郎、三浦徹、緑川元康、宮原清、渡辺正俊
- 4 議事内容
議事内容については以下のとおり

開催要綱に基づき委員の互選により、亀井委員が座長に選任された。また座長の指名により松本委員が座長代理として選任された。

(1) 検討会の趣旨について

検討会の趣旨について（資料2）により事務局から説明。委員から特段の意見はなかった。

(2) 検討の進め方及びスケジュールについて

検討会の進め方及びスケジュールについて（資料3）により事務局から説明が行われた。

委員：調査を実施してみないと分からないが、地震と津波では外力の働き方が違うので、施設の種類ごとではなく地震と津波で分けて検討を行ってもよいのではないか。

事務局：ご意見を念頭に起きつつ、できればまずは施設ごとの検討を行いたい。ただし、最終的には横串で並びを見ないといけない可能性はある。

委員：地震動により何がどう壊れたのかについては、全体を調べてからの話になるのではないか。

委員：津波を考えた場合、防波堤など他省庁間との検討分野について連絡を密にしながら進めてほしい。

事務局：関係省庁とどのように連携してくるのか、今後の検討の中で考えて参り

たい。

委員：現場では緊急に対応することや注意事項を設けることを必要としている。第二回検討会において、注意事項や提言事項をまとめてはどうか。

事務局：第二回検討会の時点で既に判明していることがあれば対応したい。

委員：9月までに行われる作業は、アンケート調査・実地調査・原因調査など「調査」が主体で、今後は、調査内容に基づく提言になりますので、それは事務局で整理するということになるのか。

事務局：アンケート調査・実地調査・原因調査等について分析し、第二回検討会や分科会を開催したいと考えている。

委員：分科会を視野に入れているようなので、分科会には専門分野の方々に入って頂きたい。

(3) 現時点で把握している危険物施設等の被害状況等について

東日本大震災による危険物施設等の被害状況に係る緊急調査の結果について（資料4）により西委員から説明が行われた。事務局及び平委員から被害概要説明が行われた。

委員：東日本大震災による危険物施設等の被害状況に係る緊急調査の結果について（資料4）の例えば2ページで、津波が来た跡が残されている。可能であればこの高さまで津波が来たという記録を残していただきたい。

委員：阪神大震災では液状化で発生した水が禁水性物質に接触し発火したということを聞いたことがあるが、今回の地震又は津波では、水がナトリウムなどの禁水性物質に接触して発火した事例はなかったのか。

事務局：禁水性物質に起因する発火事例は把握していないが、今後の調査で具体的な事例が出てきたら対応して参りたい。

委員：海上に油が拡散したということはなかったのか。

委員：仙台ではなかった。火災によりアスファルトが海上に流れ出た事例はある。

委員：大容量泡放水システムの配備について、搬送してアプローチできるような状況下にあったのか。

委員：事業所までの搬送には時間がかかった。そもそもの計画は秋田から約10時間での到着だが、津波によるガレキで道路が埋まり現場に近づけない状態であった。自衛隊による道路啓開作業を行った後に配置することになった。

委員：火災について、燃えぐさ等を調べることによって、危険物施設からの漏えい物質が火災を一層促進したということを調べられるか。

委員：火災現場から収去したものを調べてみたが、危険物と火災との関係はわからなかった。なかなか難しいと思う。

(4) 調査方針及び調査方法について

調査方針及び調査方法について（資料5）及び危険物施設等の被害状況調査票（資料5-2）により事務局から説明が行われた。

委員：地震波がどのくらいであったかは地域により異なると思う。地震動によりどれくらいの被害があったかということと同時に関連付けて行える調査が可能であれば、今後解析する上で有効だと思う。各事業所で把握しているものがあれば、あらかじめ調査で把握することが必要ではないか。また、コンビナート関係で地震・津波対策をとっていると思うので、どんな対策をとっていたのかを検証することは、有効性を知ることができる。

事務局：事業所に震度計を置いている場合もあることから、資料5の28ページ上部に記載欄を設けている。また、地震・津波対策について効果があったものを記載することとしている。

委員：津波により危険物施設自体が流されて従業員がいないところもあるが、そのような場合の対応はどのように考えているか。

事務局：できるだけ回答していただきたい。

委員：職員が出向して確認するということでよろしいか。

所在が不明な場合は、可能な限り消防署員により現地調査を実施する。

事務局：もしできるのであれば、そういった対応をお願いしたい。

委員：資料 5-2 の中で、被災した危険物施設とあるが、被災の定義をどのように考えるか。

事務局：被害を受けている事業所のみを抽出して調査することは難しいと考えられるため、管内の全ての危険物施設等に調査票を配布し、被害がなければ「被害なし」と回答いただくことでお願いしたい。

委員：調査に当たっては、写真や映像など被害の状況がわかる資料等の添付をお願いしたい。

委員：設備の設計やプラントの自動停止に使用される地震動の強さは「ガル」が一般的である。できれば「ガル」で回答頂いたほうがいいのではないか。また、可能であれば建設時耐震数値の記述もお願いしてはどうか。

委員：被害の状況をまとめるにあたり、現行の法令内で対応できるものと、それとは別に外れるものがあって、その仕分けが重要な仕事になってくると思う。つまり、外力との関係で整理することになると思う。事業所からの回答は、被害の形態とか状況とかで外力については情報がないと考えられる。外力については別途情報を入手する必要があるのではないか。現行法令内、例えば、内部浮き屋根、ポンツーンマンホール、防油堤の安全性とか、今までいろいろ消防庁で検討された件について、規制範囲内だけで被害が収まっているのかどうか分かる調査結果をもらうことが必要だ。

委員：緊急停止装置が適正に働いたかを盛り込んでもいいのではないか。

委員：ただいまの件については、詳細を各委員に見て頂いて、調査するのが適当だとすれば項目を入れましょう。委員からの回答期限はいつにするか。

事務局：来週 23 日の月曜日までにメール、お電話又はファックスでお願いします。

(5) その他

その他意見等なし

以上